

2020年骨粗鬆症マネージャー認定中止に伴う、 骨粗鬆症マネージャー制度規則／細則の読み替えについて

第3章

第6条 申請に必要な資格・要件

第4項 別途細則に定める期間内(注1)に、本学会で実施する骨粗鬆症マネージャーレクチャーコースを1回以上受講していること

注1) 過去3年以内とは、認定試験を受験する年度の3年前の年度に開催された学術集会を起点とし、受験年度の学術集会も含む

⇒読み替え：2020年が算定期間に入っている場合

注1) 過去3年以内とは、認定試験を受験する年度の3 **4**年前の年度に開催された学術集会を起点とし、受験年度の学術集会も含む

第5項 過去3年以内(注1)に本学会学術集会に1回以上参加していること

注1) 過去3年以内とは、認定試験を受験する年度の3年前の年度に開催された学術集会を起点とし、受験年度の学術集会も含む

⇒読み替え：2020年が算定期間に入っている場合

注1) 過去3年以内とは、認定試験を受験する年度の3 **4**年前の年度に開催された学術集会を起点とし、受験年度の学術集会も含む